

<登園届>

保育園では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園内で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間を基準に準じて、あらかじめ登園の目安を確認していく必要があります。厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」（2018年改訂版）に応じて、各種疾患の「登園届」を保護者から保育園に提出していただくことで、罹患した子どもの登園の再開を確認することにしました。必ず医師の診断の上、定められた出席停止期間を厳守し、集団生活に支障がないと判断されてから登園をしてください。

【出席停止期間のある感染症および登園届が必要な感染症】

麻疹、インフルエンザ、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, 等）、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発疹

登園届（保護者記入）

看護師印	主任印	園長印	理事長印

組 園児氏名

上記の者は、 月 日、医療機関 にて、

（ ）と診断されましたが、

月 日受診において、病状が回復し、集団生活に支障がないと判断され

ましたので、 月 日より登園いたします。

<インフルエンザ>

最初に発熱した日（ ）

解熱した日（ ）

青梅保育園園長殿 令和 年 月 日

保護者名 ④またはサイン